

令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定

横断的事項の整理

この資料の位置づけ

令和6年度改定のうち、事業所運営に広く関係する横断的事項を中心に、運営基準上の義務、減算、加算・評価の違いが分かるよう整理した資料です。改定全体を網羅するものではありません。

確認する3つの視点

- ・ 令和6年度改定で何が変わったのか
- ・ 令和8年7月31日現在、どの経過措置が終了しているのか
- ・ すべての事業所に共通する事項と、サービス別の事項をどう分けるか

ホームページ掲載用資料

初版：令和8年4月29日 / 確認・改訂：令和8年7月31日

※実際の指定基準・報酬算定は、サービス種別ごとの告示・通知・Q&A及び指定権者の取扱いを必ず確認してください。

01 先に押さえる全体像

令和6年度改定は、1つの方向だけでなく、地域生活、個別ニーズ、持続可能性という複数の政策目的から構成されています。

国が示した3つの基本的な考え方

1	2	3
障害者が希望する 地域生活を実現する地域づくり	社会の変化等に伴う 障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応	持続可能で質の高い 障害福祉サービス等の実現

制度を読むときに分ける3つの層

区分	意味	この資料で扱う例
運営基準上の義務	事業者が満たさなければならない基準。減算の有無とは別に遵守が必要。	BCP、感染症対策、虐待防止、身体拘束等の適正化
減算	告示等に定める要件を満たさない場合に、所定単位数を減じる仕組み。	BCP未策定、虐待防止措置未実施、身体拘束廃止未実施、情報公表未報告
加算・評価	対象サービスが所定の体制・実績等を満たした場合に評価する仕組み。	地域生活支援拠点等機能強化加算、感染対策向上加算等

02 BCP（業務継続計画）

令和6年度に突然始まった義務ではなく、令和3年度改定で設けられた3年間の経過措置を経て、本格適用されたものです。

令和6年度改定での変更

- ・感染症又は非常災害のいずれか、又は両方のBCPが未策定の場合に減算する仕組みを新設。
- ・BCPを策定していても、その計画に従い必要な措置を講じていない場合は減算対象。

区分	減算率	主な対象の考え方
施設・居住系	所定単位数の3%	療養介護、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設等
上記以外	所定単位数の1%	訪問系、短期入所、日中活動系、訓練・就労系、相談系、障害児通所支援等

令和8年7月31日現在の適用状況

- ・既存の多くのサービスでは経過措置が終了。訪問系・相談系等も令和7年4月から減算の適用対象。
- ・就労選択支援は、令和9年3月31日まで減算を適用しない経過措置がある。

Q&Aで示された境界

- ・周知、研修、訓練、定期的な見直しも運営基準上は必要。
- ・ただし、それらの実施の有無自体は、BCP未策定減算の直接の算定要件ではない。
- ・運営指導等で未策定が判明した場合、発見時点ではなく、基準を満たさない事実が生じた時点まで遡って減算が適用される。

実務で確認すること

- ・感染症編・災害編の両方があるか。事業所の実態、連絡体制、優先業務、職員参集等が具体化されているか。
- ・計画を置くだけでなく、周知・研修・訓練・見直しの記録が残っているか。
- ・減算の開始時期と率を、サービス種別ごとに確認しているか。

03 虐待防止・身体拘束等の適正化・感染症対策

同じ『体制整備』に見えても、義務化の時期と減算の仕組みは別です。ひとまとめにせず確認します。

虐待防止措置

虐待防止措置は令和4年度から義務化されており、令和6年度改定では未実施の場合の減算が新設されました。

- ・虐待防止委員会を定期的に開催し、結果を従業者へ周知する。
 - ・従業者へ虐待防止研修を定期的に実施する。
 - ・これらの措置を適切に実施する担当者を置く。
- いずれかを満たさない場合：所定単位数の1%減算（全サービス共通）

身体拘束等の適正化

令和6年度改定では、身体拘束廃止未実施減算の率が見直されました。対象は、身体拘束等に関する運営基準が適用されるサービスです。

必要な措置	令和6年度からの減算率
やむを得ず身体拘束等を行う場合の必要事項の記録／身体拘束適正化検討委員会の定期開催と周知／指針の整備／従業者への定期的な研修	施設・居住系：所定単位数の10% 訪問・通所系：所定単位数の1%

感染症対策

感染症の予防・まん延防止のための委員会、指針、研修・訓練等は、令和3年度改定の経過措置を経て令和6年度から義務化されました。ただし、令和6年度に『感染症対策未実施減算』という横断的な減算が新設されたわけではありません。BCP未策定減算や、障害者支援施設等を対象とする感染対策向上加算とは区別して整理します。

04 情報公表と地域生活支援拠点等

透明性の確保と地域連携は重要ですが、情報公表の法定報告と、地域生活支援拠点等に関する役割は、制度上の主体が異なります。

情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表制度に基づく報告がされていない場合の減算が、令和6年度に新設されました。事業所独自のホームページ掲載だけで代替できるものではありません。

区分	減算率	確認のポイント
施設・居住系	所定単位数の10%	法令に基づく情報公表システムへの報告状況
上記以外	所定単位数の5%	指定更新時にも報告状況が確認される

令和8年度の現在地

国は、障害福祉サービス等情報公表制度に追加された経営情報について、令和8年度から未報告減算の対象となる旨を説明しています。報告対象、期限、入力項目は最新の案内を確認してください。

地域生活支援拠点等との連携

- 令和6年度から、地域生活支援拠点等の整備は障害者総合支援法に位置づけられ、市町村には整備に努める役割が設けられた。
- 地域生活支援拠点等機能強化加算は、所定の相談支援事業所等における拠点コーディネーターの配置・連携体制等を評価するもの。
- 通所系・短期入所・訪問系等の一部加算では、地域生活支援拠点等への位置づけや、関係機関との連携調整に従事する者の配置等が要件となる。

誤解しないために

『すべての事業所に地域生活支援拠点等との連携が一律に義務づけられ、未実施なら減算される』という仕組みではありません。

05 この改定をどう捉えるか

令和6年度改定では、複数の横断的事項について、
基準の本格適用、未実施時の減算、地域連携への評価が進み、
『実施していることを確認できる運営』の重要性が高まった。

主な根拠資料

- [1] [厚生労働省『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について』](#)
- [2] [厚生労働省『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容』（令和6年2月6日）](#)
- [3] [厚生労働省『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要』（令和6年2月6日）](#)
- [4] [厚生労働省『報酬告示に関する実施上の留意事項』（厚生労働省掲載版）](#)
- [5] [厚生労働省『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1』（令和6年3月29日）](#)
- [6] [厚生労働省『同Q&A VOL.8』（令和7年3月31日）](#)
- [7] [厚生労働省『地域生活支援拠点等の機能強化について』（令和6年3月29日）](#)
- [8] [厚生労働省『障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ&A VOL.1』（令和8年2月10日）](#)
- [9] [厚生労働省『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』（令和6年7月）](#)

※本資料は制度理解のための整理資料であり、指定基準・報酬告示・通知等そのものに代わるものではありません。制度改正やQ&Aの追加、指定権者の運用により取扱いが変わる場合があります。